

「 海事法規 」	単 位 数	2 単 位
	学科・学年・学級	海技士類型（航海） 第3学年A組

1 学習の到達目標等

学習の到達目標	船舶を安全にかつ適切に航海させるために必要な知識と技術を習得させ、実際に漁業生産に活用する能力と態度を育てる。
使用教科書・副教材等	海事法規読本（成山堂） 四級海技士（航海）問題集（成山堂）

2 評価の観点、内容及び評価方法

評価の観点及び内容		評価方法
関心・意欲・態度	海事法規について関心を持ち、その基礎的な知識・技術の習得に意欲的に取り組むとともに、実践的な態度を身につけようとしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動に対する姿勢や態度 ・ノートの内容 ・プリントなどの提出物
思考・判断	海事法規について自ら思考を深め、その基礎的な問題解決に向け、適切に判断し、創意工夫する能力を身につけている。	<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容 ・課題 ・定期考査
技能・表現	海事法規に関する基礎的な技術の習得や調査・研究などの実践活動について、それらを的確に表現することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・発表の内容 ・課題 ・定期考査
知識・理解	海事法規に関する基礎的な知識を身につけ、船舶の安全かつ適切な運航に利用でき、水産業や海洋関連産業が国民生活に果たしている役割を理解している。	<ul style="list-style-type: none"> ・小テスト ・課題 ・定期考査

3 評価

単位の修得認定については以下のとおりとする

- 1 中間考査については、テストの素点とする。
- 2 学期末成績については、テストを70%、平常点（下記①～④）30%の配分で、総合的に評価する。
- 3 学年末の評価については、1, 2, 3学期の成績を総合評価する。

①出席が年間授業時数の2/3以上あること。遅刻や早退がないこと・
 ②毎時間の授業に目標を持って意欲的に取り組むこと。（授業中の居眠りは欠課とする。）
 ③提出物（授業プリント、課題プリント、その他指示されたもの等）を期限までに自分で仕上げ提出すること。
 以上の①～③が全て認められなければ、試験の点数の善し悪しに関わらず単位の修得は認定できない。

4 学習計画等

学期	学習内容	月	学習のねらい	備考 (学習活動の特記事項、他教科との関連など)	考査範囲
第1学期	海上衝突予防法 灯火及び形象物 第20～25条	4	灯火の種類や形象物について理解する。	四級海技士問題集も利用する。	中間考査
		5			
	音響信号及び発光信号 第32～37条	6	状況に応じた音響信号及び発光信号について理解する。		期末考査
		7			
補則 第38～42条					
期	【課題・提出物等】 授業の中で使用したプリント、ノート等				
	【第1学期の評価方法】 期末の定期考査の成績、プリントなどの提出物、ノートの内容、出席状況、学習活動の意欲・態度等で総合的に評価する。				

第2学期	海上交通安全法 総則 第1～2条 航路における一般的航法 第3～4条 第5～10条 航路ごとの航法 第11～19条	8 9	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の3海域に設定された重要な11の航路について、航路名及び各航路の航法を理解する。	四級海技士問題集も利用する。	中間 考査
	第20～21条 灯火等 第22～24、26～28条 第33～35条	10			
第3学期	船員法	11	国家試験に準じた内容を十分に理解する。		期末 考査
	船員労働安全規則				
	海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律	12			
【課題・提出物等】 授業の中で使用したプリント、ノート等					
【第2学期の評価方法】 期末の定期考査の成績、プリントなどの提出物、ノートの内容、出席状況、学習活動の意欲・態度等で総合的に評価する。					
第3学期	海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律	1	国家試験に準じた内容を十分に理解する。	四級海技士問題集も利用する。	学年 末 考査
【課題・提出物等】 授業の中で使用したプリント、ノート等					
【第3学期の評価方法】 期末の定期考査の成績、プリントなどの提出物、ノートの内容、出席状況、学習活動の意欲・態度等で総合的に評価する。					
【年間の学習状況の評価方法】 「海事法規」の総合的な評価は、各学期の評価を総合し行う。					

確かな学力を身に付けるためのアドバイス	「海事法規」は船舶を安全かつ適切に航海させるために必要な法律の重要性を理解することが重要である。長期乗船実習など実践的学習を通して実際に漁業生産の現場で活用できる能力と態度を育てながら学習意欲を身に付けていくことが必要である。
授業を受けるに当たって守ってほしい事項	1 特別教室への移動時間を考えて授業開始時間には遅れないようにする 2 わからないところは必ずその時間内で質問し、十分理解すること。理解できないままにしておくと、次の単元も十分理解できなくなる。

5 担当者からのメッセージ

<p>この科目は、船舶の関係法規で一番重要な海上衝突予防法を取り扱うものであり、四級海技士（航海）資格に深く関わる重要な科目である。</p> <p>将来、船舶職員として上級海技免状を目指す場合、この科目の基礎・基本を身につけておかないと苦労することになるため、十分理解が深まるようにしっかりと取り組んでほしい。</p> <p>船舶職員として実践的な内容も取り扱うため興味関心を高め、目的意識を持って授業に臨んでほしい。</p>
